

令和8年度県政広報手話番組動画制作業務委託公募型プロポーザルにかかる質問・回答

	質 問	回 答
	参加資格について	
1	滋賀県内に本社または営業所を有していない企業であっても、参加および落札の可能性はございますでしょうか。	滋賀県内に本社または営業所を有していない企業であっても、業務の実施に必要な能力を有し、以下の要件を全て満たしていれば、参加可能です。 (1) 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167 条の4に規定する者に該当しない者であること。 (2) 滋賀県財務規則第195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。 (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。 (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57 年滋賀県告示第142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次の種目で登録されている者であること。 営業種目 大分類:役務 中分類:映像・音声情報製作